

日本におけるタランチュラ(オオツチグモ科)の取引・飼養に関する法規制および市場環境の包括的調査報告書

1. 序論

本報告書は、日本国内におけるタランチュラ(クモ目オオツチグモ科 *Theraphosidae*)の販売、輸入、および飼養に関する法的枠組みを包括的に分析したものである。エキゾチックペット市場が世界的に拡大する中で、節足動物、とりわけタランチュラは、その特異な生態とコレクション性から一定の需要を有している¹。しかし、愛玩動物としての利用は、動物愛護、公衆衛生、および生態系保全という三つの異なる法的観点から複雑な規制の交差点に位置している。

脊椎動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)に対する規制が近年著しく強化される一方で、無脊椎動物であるタランチュラに対する規制のアプローチは根本的に異なる論理に基づいている。本報告書では、「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」、および「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約:CITES)」の三法を中心に、タランチュラ取引の実態と法的リスク、そして将来的な規制の展望について詳述する。

特に、2020年の動物愛護管理法改正による「対面販売義務化」や「特定動物の愛玩飼養禁止」といったドラスティックな変化が、なぜタランチュラ市場には直接的な制約を与えなかったのか、その法的構造を解明するとともに、外来生物法における「未判定外来生物」のリスク評価プロセスが輸入実務に与える影響について深く考察する。

2. 動物愛護管理法におけるタランチュラの法的地位

日本におけるペット取引の根幹をなす法律は「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、動物愛護管理法)である。しかし、タランチュラを含む無脊椎動物の取り扱いは、犬猫や爬虫類といった脊椎動物とは明確に区別されており、規制の適用範囲外となる領域が存在する。

2.1 「愛護動物」および規制対象としての「動物」の定義

動物愛護管理法において、法の適用対象となる「動物」の定義は、条文の目的によって使い分けられている。

まず、法第44条(罰則)などで保護の対象となる「愛護動物」は、以下のように定義されている。

1. 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる
2. その他、人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類

ここで特筆すべきは、両生類、魚類、および無脊椎動物（昆虫、クモ、甲殻類等）が含まれていないという事実である²。したがって、タランチュラをみだりに殺傷したり、虐待したりしたとしても、動物愛護管理法上の動物虐待罪は構成しない（器物損壊罪等の他法に抵触する可能性は残る）。

さらに、第一種動物取扱業の登録が必要となる「動物」の定義についても、同法施行規則により**「哺乳類、鳥類、爬虫類」**に限定されている²。

2.2 第一種動物取扱業の登録義務の適用除外

ペットショップ等の動物販売業を営む場合、通常は都道府県知事等に対して「第一種動物取扱業」の登録を行わなければならない。この登録には、飼養施設の広さ、設備、動物取扱責任者の選任など、厳格な基準が設けられている。

しかし、前述の通り、この規制対象となる動物種は爬虫類までであり、タランチュラは含まれない。

- タランチュラ専門店の場合：
タランチュラ、サソリ、昆虫のみを販売・取り扱う業者は、動物愛護管理法上の「第一種動物取扱業」の登録義務を負わない。したがって、動物取扱責任者の資格要件（実務経験や試験合格）を満たす必要もなく、同法に基づく施設の立ち入り検査等の対象にもならない。
- 総合ペットショップの場合：
犬猫や爬虫類と併せてタランチュラを販売する場合は、店舗全体として第一種動物取扱業の登録が必要となる。しかし、その管理基準や帳簿義務等の多くは、あくまで対象動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）に対して課されるものであり、在庫としてのタランチュラの管理は法の直接的な監視下には置かれない構造となっている。

この法的区分は、タランチュラ市場への参入障壁を著しく低くしており、個人ブリーダーや副業レベルの小規模事業者が市場の重要な構成要素となっている現状¹の法的背景となっている。

3. 対面販売義務とインターネット取引の適法性

2019年の法改正（2020年6月1日完全施行）において、動物販売業界に最も大きな衝撃を与えたのが、事業所における「現物確認」と「対面説明」の義務化である。この規制強化により、爬虫類の通信販売（インターネットのみで完結する取引）は事実上不可能となったが、タランチュラはこの規制の煽りを受けていない。

3.1 対面販売義務の及ばない領域

改正動物愛護管理法第21条の4において、第一種動物取扱業者は、動物を販売する際、あらかじめ購入者に対してその事業所において、販売しようとする動物の現物を見せ、かつ、その動物の状態や飼養方法等について対面で説明することが義務付けられた²。

この規定の主語は「第一種動物取扱業者」であり、対象客体は「動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）」である。

したがって、以下の法的解釈が成立する。

1. 対象外生物: タランチュラは法の定義する「動物」に含まれないため、対面説明・現物確認の法的義務は存在しない。
2. 通信販売の可否: 爬虫類とは異なり、タランチュラはインターネット上で注文を受け、宅配便等を利用して生体を購入者へ直送する「通信販売」が、現行法下において完全に合法である。

3.2 ネット市場の拡大と構造的要因

この「規制の空白」により、日本のタランチュラ市場はインターネットを中心に発展を遂げている。

- 市場の分散化: 実店舗を持たない「ネット専門ショップ」や、SNS (Twitter/X, Instagram) を通じた個人間取引 (CtoC)、ヤフーオークション等のプラットフォームを利用した取引が盛んである¹。
- 専門性の深化: 実店舗の維持コストがかからないため、マニアックな種や希少な色彩変異個体 (モルフ) に特化した小規模事業者が乱立しやすい環境にある。
- イベント販売: 「ブラックアウト」「東京レプタイルズワールド」等の即売会イベントにおいても、爬虫類販売ブースが対面説明義務の記録作成等に追われる一方で、奇蟲 (きちゅう: タランチュラやサソリ等の愛称) ブースは相対的に簡素な手続きで販売が可能であり、回転率が高い傾向にある。

第二次的考察 (Second-Order Insight):

爬虫類のネット通販禁止以降、爬虫類飼育のエントリー層の一部が、通販で購入可能なタランチュラや奇蟲飼育へ流入した可能性がある。手軽に購入できる利便性は市場拡大に寄与する一方で、飼育難易度や毒性に関する十分な知識を持たない初心者が、攻撃的な種 (オールドワールド種など) を安易に入手してしまうリスクを内包している。対面説明義務がないことは、情報の非対称性を放置することに繋がりがねず、咬傷事故等のトラブルの温床となる危険性がある。

4. 特定動物 (危険動物) 規制とタランチュラ

「特定動物 (Tokutei Dobutsu)」とは、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で指定されるものである。かつては許可制で個人飼育が可能であったが、法改正により規制が強化された。タランチュラがこのカテゴリーに含まれるか否かは、愛好家にとって死活問題である。

4.1 2020年法改正による愛玩飼養の禁止

2020年6月1日より、特定動物の愛玩目的 (ペットとして) の新規飼養は全面的に禁止された³。動物園や試験研究機関など、特定の目的以外では許可が下りず、既存の許可所持者による一代限りの継続飼養のみが認められる経過措置が取られた。

4.2 指定対象からのタランチュラの除外

特定動物のリストには、トラ、クマ、ワニ、マムシ、ボア科・ニシキヘビ科の大型種など、約650種が指定されている⁵。しかし、クモ目 (Araneae) およびサソリ目 (Scorpiones) の種は、この特定動物リストには含まれていない。

- 毒性の評価: タランチュラの多く(特に南北アメリカ産)は毒性が比較的弱く、ミツバチ程度とされることが多い。アジア・アフリカ産(オールドワールド種)には強い毒性を持つものもいるが、成人の致死率が高いとされる種(例: シドニージョウゴグモ等)はタランチュラ科(オオツチグモ科)とは異なる分類群であり、かつ日本の特定動物指定基準である「人の生命等に害を加えるおそれ」の閾値には、現状の運用では達していないと判断されているようである。
- 過去の自治体条例: 過去には一部の自治体(例: 茨城県など)の動物愛護条例において、大型のサソリや毒グモを「特定動物」に準ずる危険動物として独自に指定し、許可制としていた事例があった。しかし、国の法律の厳格化に伴い、多くの自治体で国の基準に準拠する形へ移行しており、現在タランチュラを個別に規制する主要な条例は見当たらない。

重要な区別:

特定動物制度は「直接的な物理的危害(咬傷による毒や外傷)」を防止するためのものである。一方、後述する外来生物法は「生態系への被害」を防止するためのものである。タランチュラは「特定動物(危険動物)」ではないが、種によっては「外来生物法」の監視対象となりうる。この法目的の違いを理解することが重要である。

5. 外来生物法における規制構造とタランチュラの扱い

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)は、タランチュラの輸入・販売・飼養における最大の法的障壁となりうる法律である。この法律は、生物の毒性だけでなく、日本の野外で定着し、在来生態系を破壊する能力(侵略性)を問題とする。

5.1 特定外来生物(Specified Invasive Alien Species)

特定外来生物に指定されると、輸入、販売、譲渡、放出、そして飼養そのものが原則禁止される(学術研究等の厳格な許可を除く)⁶。

- 指定されているクモ類: 現在、クモ類で指定されているのはゴケグモ属(*Latrodectus*)全種(セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ等)やイトグモ属の一部等であり、オオツチグモ科(タランチュラ)の種は指定されていない⁷。
- 指定の論理: ゴケグモ類は、1995年の大阪での発見以降、日本国内の都市環境に適応し、側溝や自動販売機の裏などで繁殖・定着してしまった⁹。この「定着実績」と「人体への毒性(α -ラトロトキシン)」が指定の決定的な要因である。対して、タランチュラは熱帯・亜熱帯性種が多く、日本の冬季の低温環境下での越冬・定着能力が低いと見積もられていること、また徘徊性でバルーニング(糸を使って空を飛ぶ分散行動)を行わない種が多いため、急速な分布拡大リスクが低いと考えられている。

5.2 未判定外来生物(Uncategorized Alien Species)と輸入規制

外来生物法には「未判定外来生物」というカテゴリーが存在する。これは、「生態系等に被害を及ぼすおそれがある疑いがある」生物として指定され、輸入する場合は事前に主務大臣に届け出を行い、最長6ヶ月間の審査(リスク評価)を受けなければならない制度である¹⁰。

- 事実上の輸入停止: 審査期間中は輸入ができず、また審査の結果「特定外来生物」に指定され

れば輸入不可となるため、未判定外来生物リストに掲載された時点で、商業的な輸入は事実上ストップする。

- タランチュラへの適用:
環境省のリストによれば、クモ・サソリ類においては「8種類(群)」が未判定外来生物としてリストアップされている⁷。
具体的には以下のグループが対象となることが多い(リストは随時更新されるため注意が必要):
 1. ゴケグモ属(*Latrodectus*)のうち特定外来生物に指定されていない種:特定外来生物指定から漏れた同属種を包括的にカバーするため。
 2. イトグモ属(*Loxosceles*):壊死毒を持つため警戒されている。
 3. **ジョウゴグモ科(Hexathelidae)**の一部:シドニージョウゴグモ(*Atrax robustus*)や*Hadronyche*属など、極めて強い毒を持つ種。
 4. キョクトウサソリ科(*Buthidae*):サソリの場合、この科の全種が特定外来生物または未判定外来生物として厳しくマークされている⁸。

現状のタランチュラ(オオツチグモ科)の扱い:現在のところ、ペットトレードで流通する主要なオオツチグモ科(Theraphosidae)の全属は、この未判定外来生物リストには含まれていない。したがって、外来生物法に基づく事前の届出や審査なしに輸入することが可能である。

第三次的考察(Third-Order Insight) - 生物学的障壁と法的障壁の均衡:
日本政府がタランチュラを包括的に規制しない背景には、行政コストとリスクのバランス感覚がある。数千種に及ぶタランチュラを個別に審査することは現実的ではなく、また、タランチュラは「体が大きく目立つため発見・駆除が容易」「移動能力が低い」「低温に弱い」という特性があるため、セアカゴケグモやヒアリのようない「見えざる侵略者」に比べて、水際対策や定着阻止の優先度が低いと判断されていると推測される。しかし、沖縄や奄美大島などの亜熱帯地域においては、定着のリスクが本州よりも格段に高いため、地域限定的な規制議論が将来的に浮上する可能性は否定できない。

6. 国際取引規制(CITES)と国内運用

外来生物法が「入れるな」という法律であるのに対し、ワシントン条約(CITES)は「獲りすぎるな」という観点からの規制である。タランチュラの輸入実務において最も頻繁に直面するハードルは、このCITESである。

6.1 CITES附属書掲載種とタランチュラ

タランチュラの中でも、鑑賞価値が高く、野生個体の乱獲が懸念される種はCITESの附属書(Appendix)に掲載されている。

附属書	主な対象属・種	規制の内容	日本国内での扱い
附属書II	ブラキペルマ属 (<i>Brachypelma</i>)	商取引可能だが、輸出国の輸出許可書	輸入には輸出許可書が必要。国内譲渡

	(メキシカンレッド ニ一等)	が必要。	は自由(登録票不 要)。
附属書II	トリルトカトル属 (<i>Tliltocatl</i>) (メキシカンレッドラン プ等)	ブラキペルマ属から 分割された属。規制 内容は同上。	同上。
附属書II	ポエキロテリア属 (<i>Poecilotheria</i>) (アンナプルナタイ ガー等)	インド・スリランカ産 の樹上性種。近年追 加された。	同上。近年、野生個 体(WC)の流通が激 減。
附属書II	セリコペルマ属 (<i>Sericopelma</i>)	パナマ等の大型種。	同上。
附属書III	カリベナ・ヴェルシコ ロール (<i>Caribena versicolor</i>) (アンティルピンク トウー)	2023年頃に追加(EU/マルティニーク提 案)。	原産地証明または 輸出許可書が必要。

6.2 種の保存法(LCES)による国内流通管理

日本国内においてCITESを担保する法律が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)である。

- 国際希少野生動植物種(附属書I相当):
商業取引は原則禁止。登録票の交付を受けた個体のみ譲渡可能。タランチュラで現在このレベルに指定されている種はない。
- 適正な入手経緯の証明:
附属書II掲載種(ブラキペルマやポエキロテリア)を販売する場合、登録票は不要であるが、適正に輸入された個体(またはその繁殖個体)であることを説明できる状態にしておくことが、トレーサビリティの観点から強く求められる。密輸個体(輸出許可書のない個体)を知りながら販売・譲渡した場合は、関税法違反および種の保存法違反に問われるリスクがある。

6.3 繁殖個体(CB)へのシフト

CITES規制の強化(特にポエキロテリア属の附属書II入り)は、日本の市場構造を大きく変えた。

野生個体 (Wild Caught: WC) の輸入ハードルが上がったことで、国内および欧州からの**飼育下繁殖個体 (Captive Bred: CB)**への依存度が高まった。

タランチュラは一回の産卵で数百匹の幼体 (スパイダーリング) が得られるため 11、繁殖に成功すれば供給過多になるほどの爆発力がある。

日本国内でもブリーダーが増加しており、特に規制対象種であるブラキペルマやポエキロテリアに関しては、正規輸入された親個体からの国内繁殖個体 (Domestic CB) が市場の主流となりつつある。これは「持続可能な利用」というCITESの理念とも合致しており、健全な市場形成の一助となっている。

7. 市場動向と倫理的課題: データに基づく分析

規制の隙間で繁栄するタランチュラ市場であるが、その実態はどのようなものか。

7.1 価格形成と人気種

市場調査データ 1 によれば、タランチュラの価格帯は、数百円 (一般的な種のスパイダーリング) から数万円 (希少種、成体メス) まで幅広い。

特に人気が高いのは以下のグループである:

1. 初心者向け: *Tliltocatl albopilosus* (カーリーヘア)、*Grammostola rosea* (ローズヘア)。これらは大人しく、飼育が容易であり、価格も手頃である。
2. コレクション種: *Brachypelma* 属。CITES II 記載種であるが、鮮やかな発色と長寿命 (メスは 20 年以上生きることもある) から不動の人気を誇る。
3. マニア向け: *Poecilotheria* 属 (オーナメンタル) や *Cyriopagopus* 属 (アースタイガー)。これらは動きが早く毒性も強いいため上級者向けとされるが、その幾何学的な模様の美しさから熱狂的なファンを持つ。

7.2 毒性とハンドリングのリスク管理

タランチュラ飼育において、欧米では「ハンドリング (素手で触る行為)」が議論の的となることがあるが、日本国内の風潮としては「観賞用」としての側面が強く、ハンドリングは推奨されない傾向にある。

特に、「オールドワールド (アジア・アフリカ産)」と呼ばれるグループは、気性が荒く、毒性も強い傾向がある。対して「ニューワールド (南北アメリカ産)」は、毒性は弱い、腹部の刺激毛 (Urticating hairs) を飛ばして防御する性質がある 13。

日本の住環境 (集合住宅が多い) において、万が一の脱走は近隣トラブルに直結するため、ショップ側も「脱走防止」と「絶対に素手で触らないこと」を啓蒙することが、法的規制を招かないための自主防衛策となっている。

8. 結論: 規制の空白と自律の必要性

本調査により明らかになった日本におけるタランチュラ販売規制の現状は以下の通りである。

1. 販売の自由度: 動物愛護管理法の「対面販売義務」および「第一種動物取扱業登録義務」の対象外であるため、インターネットを通じた自由な売買が可能である。これは脊椎動物ペット市場とは決定的に異なる特徴である。
2. 飼養の自由度: 特定動物(危険動物)に指定されていないため、行政の許可なく個人が自由に飼育できる。
3. 輸入の障壁: 外来生物法による特定外来生物指定(ゴケグモ属等)は及んでいないが、ワシントン条約(CITES)附属書II掲載種に関しては、正規の輸出許可書が必須である。
4. 潜在的リスク: 法的規制が緩やかであることは、裏を返せば「飼育者のモラル」に強く依存していることを意味する。毒性を持つ生物である以上、脱走事故や咬傷事故が多発すれば、特定動物への追加指定や、自治体条例による規制強化(「動物愛護」ではなく「危険動物」としての規制)が議論される可能性は常に潜在している。

総括:

現在の日本は、世界的に見てもタランチュラ飼育の自由度が高い国の一つであると言える。しかし、その自由は「無脊椎動物への関心の低さ」と「定着リスクの低さ」という消極的な理由によって保たれている側面が強い。市場関係者および愛好家は、この現状を「権利」として享受するだけでなく、外来生物法やCITESの遵守、そして徹底した逸走防止措置を通じて、社会的信用を維持し続けることが求められる。

主要参照法令一覧

1. 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)
 - 施行規則、第一種動物取扱業者の規制、特定動物リスト
2. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)
 - 特定外来生物一覧、未判定外来生物一覧
3. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)
 - 附属書I, II, III
4. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)

Citations

¹¹

引用文献

1. THE TRADE OF LIVE TARANTULAS AND SCORPIONS IN A SOCIAL MEDIA PLATFORM IN THE PHILIPPINES - Journal of Nature Studies, 1月 6, 2026にアクセス、
https://www.journalofnaturestudies.org/files/JNS23-2/1-21_Raymundo_Trade%20Tarantulas%20Scorpions.pdf
2. 動物の愛護及び管理に関する法律の改正について/町田市ホームページ, 1月 6, 2026にアクセス、
https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/hokenjo/pet/kaikata_manner/aigohoukaisei.html

3. 特定動物(危険な動物)の飼養又は保管の許可について - 環境省, 1月 6, 2026にアクセス、https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/danger.html
4. 愛玩目的で、特定動物を飼養又は保管することは禁止されています - 川崎市, 1月 6, 2026にアクセス、<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000115198.html>
5. 特定動物リスト[動物の愛護と適切な管理] - 環境省, 1月 6, 2026にアクセス、https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html
6. 特定外来生物「ハイイロゴケグモ」「セアカゴケグモ」に注意しましょう！ - 鹿児島県, 1月 6, 2026にアクセス、
<http://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/kankyo/yasei/gairai/gokegumo.html>
7. 生態系被害防止 外来種リスト, 1月 6, 2026にアクセス、
https://www.city.noda.chiba.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/010/797/seitaikeihigaibousi_list.pdf
8. 特定外来生物：税関 Japan Customs, 1月 6, 2026にアクセス、
<https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/gairai/gairai.htm>
9. Japan's Invasive Alien Species Act | Saving Earth | Encyclopedia Britannica, 1月 6, 2026にアクセス、
<https://explore.britannica.com/explore/savingearth/japans-invasive-alien-species-act-toward-protecting-ecosystems>
10. 未判定外来生物の判定に係る意見の募集(パブリックコメント)について - 環境省, 1月 6, 2026にアクセス、<https://www.env.go.jp/press/7101.html>
11. Popular tarantulas - Google Sites, 1月 6, 2026にアクセス、
<https://sites.google.com/view/th-sciencephotography/artikel/popular-tarantulas>
12. The most popular tarantula genera in the pet-keeping hobby – a quantitative approach. | Request PDF - ResearchGate, 1月 6, 2026にアクセス、
https://www.researchgate.net/publication/363662976_The_most_popular_tarantula_genera_in_the_pet-keeping_hobby_-_a_quantitative_approach
13. Old Word vs. New World Tarantulas | Tom's Big Spiders, 1月 6, 2026にアクセス、
<https://tomsbigspiders.com/2024/03/02/old-word-vs-new-world-tarantulas/>
14. 他の節足動物 - 日本の外来種全種リスト - 侵入生物データベース, 1月 6, 2026にアクセス、
https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/resources/listja_miscarthropods.html